

# 2007年1月28日(日) 日本刑法学会関西部会報告

事務局長 尾田真言

2007年1月28日(日)京都市内にある京大会館において、日本刑法学会関西部会冬季例会が開催され、13時～17時に共同研究「薬物依存症者に対する処遇とその効果測定」と題して、ドラッグ・コートについての共同研究の成果を、報告して来ました。日本刑法学会では初めての報告となります。アパリからは、石塚、尾田、嶋根の3名が報告を担当しています。

## 【第1セッション】

「ドラッグ・コートにおける処遇とその効果測定～米国の経験から何を学ぶか?～」

### (1)「米国におけるドラッグ・コートの現状」 尾田真言事務局長

薬物をめぐる諸問題を薬物乱用、依存、中毒の3つに分類すると、ドラッグ・コートは薬物依存症の治療を裁判手続を通じて義務付ける手続ということになる。そこでは裁判官が参加者の薬物依存症回復プログラムの進捗状況を常時把握しており、即座に褒章(reward)や刑罰ではない罰則(sanction)を用いて、薬物をやめ続けるための動機付けを行う。違法薬物の使用行為があった場合でも、ただちに訴追されないような制度となっていることを、ニューヨーク州のブルックリン・トリートメント・コートの罰則一覧表を用いて説明した。なぜなら薬物依存症という病気の特徴がすべてのドラッグ・コート関係者に理解されており、再発(relapse)は回復への一過程ということが周知徹底されているからである。1989年に最初のドラッグ・コートができて18年になり、アメリカ全州に増殖して、その数が1600以上となり、かつてはものめずらしい制度であったが今では全ての州で日常業務となっている。

さらに補足として第2セッションにおいて、アパリの司法プログラム、すなわち、保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラムや、受刑中の通信教育と身元引受、出所出迎とその時点からのリハビリ施設へのスムーズな入寮について紹介し、現行法の下でもここまでは実施可能であることを示した。

### (2)「薬物依存症者の処遇における効果測定の科学性」 嶋根卓也研究員(順天堂大学/国立精神・神経センター)

ドラッグ・コートに治療的効果があるかどうかについて、メタ・アナリシスという統計的手法を用いて、アメリカで1993～2003年の間に行われた24の評価研究を分析した研究(Doris Layton Mackenzie, "Reducing the Criminal Activities of Offenders and Delinquents"; New York; Cambridge University Press; 2006)を紹介し、ドラッグ・コート・プログラムには再犯予防効果があるということが検証されていることを示した。

### (3)「薬物需要削減のための型連携理論とドラッグ・コート」 平井慎二(下総精神医療センター)

各機関が各々自己の職責を全うしつつ、互いに連携しあうことによって、薬物に対する需要の削減が最大限に図られるとする無限大型連携理論についての説明がなされた。また、閉鎖環境においては、生理食塩水の注射を用いて、大脳生理学的依存をとくことが可能であることなどが紹介された。

### (4)「問題解決型裁判所と治療的法学」 森村たまき(国土館大学)

治療的法学(Therapeutic Jurisprudence)の理念がいわば跡付けの形でドラッグ・コート制度を正当化してきたことを紹介すると共に、ドラッグ・コート制度が問題解決裁判所(Problem Solving Courts)として次のような裁判所の類型に発展してきたことが紹介された。

#### 問題解決型裁判所の種類

成人ドラッグ・コート(Adult Drug Court)、少年ドラッグ・コート(Juvenile Drug Court)、キャンパス・ドラッグ・コート(Campus Drug Court)、再社会化ドラッグ・コート(Reentry Drug Court)、家庭治療裁判所(Family Dependency Treatment Court)、コミュニティー・コート(Community Court)、ドメスティック・ヴァイオレンス・コート(Domestic Violence Court)、DWIコート(Driving While Impaired)、ギャンブリング・コート(Gambling Court)、ガン・コート(Gun Court)、精神衛生裁判所(Mental Health Court)、ティーン・コート(Teen Court)、トライバル・ヒーリング・トゥー・ウェルネス・コート(Tribal Healing to Wellness Court)、怠学裁判所(Truancy Court)

## 【第2セッション】

「ドラッグ・コート導入の可能性～日本への導入は可能か?～」

### (5)「日本版ドラッグ・コートのシミュレーション」 石塚伸一副理事長(龍谷大学)

現在のように初犯者は懲役1年6月・執行猶予3年とすることで野放ししつつも、執行猶予期間内に再犯で起訴された場合には、結局は懲役2年実刑が付け加わって、3～4年の刑務所生活をするようになる現在の刑事司法制度は、治療システムを導入するドラッグ・コート手続よりもコストが甚大であり、しかも再犯防止効果に乏しいということが、具体的なコスト計算をともなったシミュレーションの形で示された。

質疑応答では、ドラッグ・コートやダルクのプログラムの具体的な内容についての質問が多く、法律系の学会では薬物依存症問題になじみが薄いことがわかった。

ドラッグ・コート制度は過度のパターナリズム(家父長的干渉)ではないのかとの批判もなされたが、薬物依存症には病識がないことが多く、自らの問題性を否認する人が多いことから、強制力を用いて治療を強制しないと回復に向かうことができないと返答した。

また、龍谷大学の金助教授からは、ドイツのライン＝ヴェストファーレン州にはドラッグ・コート類似の制度があり、麻薬依存が原因で犯罪を犯した場合に2年以下の自由刑を科す場合には、裁判により刑罰の執行を猶予して治療施設へ入院できる制度があり、刑期の3分の2まで治療を受けられ、無事に治療を終えた場合は、残刑期間は保護観察になる制度があるとのことである。

以上